

相談室だより 2010年7月

米の山病院 奥苑

梅雨も明け徐々に夏の日差しを意識する季節になってきました。みなさん体調を壊されてはいませんか？夏バテに気をつけてしっかりと夏を楽しみましょう。

さて、今回の相談室だよりでは、最近支援する機会が多くなってきている「精神疾患を有する患者様への支援（当院心療内科ではうつ病の方が多いです）」について考えてみたいと思います。支援に至るまでの経過は様々ですが共通する課題が明らかとなりました。

(事例1)

Aさん(40代、女性)。夫(再婚)と子供の三人暮らし。発症契機は定かではないが15年程前に「パニック障害」と診断を受ける。内服治療を受けながら就労していたが、症状の悪化に伴い病欠や休職が多くなる。一人で行動することが出来なくなるなど業務にも支障を来たすようになってきたため上司から退職を勧められ退職。その後再就職するも同様の理由ですぐに退職ということを繰り返している。同時期、疾病に対する夫の理解を得ることが出来ず離婚を経験する。周囲からの疾病に対する理解が得られないこと及び経済的不安感から病状が悪化するという悪循環に陥っているため主治医からの援助依頼となった。

経済問題に対して傷病手当金申請を検討したが、同一疾病名にて受給期間が満了しており、雇用保険受給となった。

現在は精神障害者保健福祉手帳を取得し、障害年金申請援助を継続している。

(事例2)

Bさん(40代、女性)。離婚歴あり、子供と二人暮らし。結婚後、同居していた夫家族との関係を構築することが出来ず精神的なストレスを受ける。子供を二人儲けるが、義父母及び夫の孫(子供)に対する愛情を感じることが出来ず、Bさん自身の両親にも相談出来ずストレスを増大させ10年程前に「うつ病」と診断を受ける。別居して新しい生活をスタートさせるが、疾病に対する夫の理解が得られずまた子供達に対する愛情を感じることも出来ず離婚となる。生計を維持するために就労するが、肉体的にも精神的にも負担が大きく退職。経済的不安感から病状が悪化するという悪循環に陥っているため主治医からの援

助依頼となった。

経済問題に対しては傷病手当金及び雇用保険ともに受給要件を満たさず生活保護受給となった。

現在は精神障害者保健福祉手帳を取得し、障害年金申請援助を継続している。

(事例3)

Cさん(50代、女性)。離婚歴あり、認知症の実母と二人暮らし。結婚後、家業の手伝い(建設業)をしていたが、同業者との人間関係に馴染めず、また義父母が要介護状態となったことで、仕事及び家事・介護と一人三役をこなす日々が続いていた。夫の協力を得ながらなんとかやっていたが、夫の疾病のため負担が一身にかかる状況になりストレスを増大させ10年程前に「うつ病」と診断を受ける。離婚後実家に戻ったが、実父が要介護状態となったため主介護として介護生活を送る。実父が他界し介護生活から抜け出したと思った途端、実母が認知症と診断され介護が必要な状態となる。また生計を維持するために就労するが、就労先での人間関係及び過重労働のため肉体的にも精神的にもストレスを増大させる。このままではいけないと退職するが今後の経済的不安感が強く、精神障害者保健福祉手帳申請や障害年金手続きなどについて知りたいとして援助開始となる。

経済問題への対応として傷病手当金及び雇用保険受給に向けた助言を行うとともに、現在は精神障害者保健福祉手帳取得に向けた援助を継続している。

(考察)

3事例の共通点として、疾病に対する周囲の理解を得ることができない(全ての事例で離婚歴あり)、症状が悪化し退職している、退職に伴い生活及び治療にかかる経済問題が表面化する、という流れをみる事ができます。不安要素が表面化してくることでさらに病状を悪化させるという悪循環に陥っており、そこから立ち直ることは容易ではありません。またいずれの患者様も専門的な資格を持ち就労されていましたが、中年期に退職された後は再就職先を探すことも難しく、再就職できたとしても肉体的・精神的な負担感は大きく長続きしていません。

この悪循環を断ち切るためには周囲の方の疾病に対する理解が何よりも必要だと思われます。配偶者や親兄

弟はもちろんのこと、地域社会(特に職場)に協力の輪が広がっていけばもう少し自立に向けた支援が可能になると思われます。

現在の社会情勢の中では難しいことかもしれませんが、他人を労わる気持ちを大切にしたいと思います。

生活保護裁判：福岡高裁勝利判決

少し遅まきですが、2010年6月14日に生活保護の老齢加算廃止に関して福岡高裁 501 法廷(古賀寛裁判長)にて上記判決が言い渡されました。

そもそこの裁判は…

国の生活保護制度見直しで、原則70歳以上の高齢者に支給されていた「老齢加算」を廃止したのは違法として、北九州市に住む74～92歳の男女39人が、市の生活保護変更決定の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決です。一審の福岡地裁では「廃止に著しく不合理な点はなく、厚生労働相の判断に裁量権の逸脱や乱用は認められず合憲」として請求を棄却されていました…。

判決理由で古賀裁判長は「**減額を決めた際に、激変緩和措置など重要な事項について十分考慮されておらず、評価が明らかに合理性を欠いており、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた**」と指摘、特に専門委員会による取りまとめのわずか4日後に加算廃止を決定したという過程については「正当な理由のない不利益変更」に当たり裁量権の逸脱として生活保護法違反と判断しています。

全国8都府県の同種訴訟で、高裁判決は東京に続き2件目です。福岡・東京・京都・広島の4地裁と東京高裁は、いずれも請求を退けているため一連の訴訟での勝訴判決は初めてでした。ただしこの判決では老齢加算廃止に至るまでの過程が重要視されたものであり「憲法が保障する生存権の侵害に当たるかどうか」は判断されていません。

その後の国(厚生労働省)及び北九州市の反応が注目されていましたが、市は「法務省や同制度を所管する厚生労働省と協議した結果『裁判により(違法かどうかの)評価に違いがあるので、上級審の判断を仰ぐ必要がある』との結論に達した」として25日に最高裁に上告しました。原告側の高木健康弁護団長は「上告しないよう申し入れをしたが、厚労相や市長が原告に会おうとせぬに上告を決定した。(福岡高裁判決は)良い判決だと思っていたのに残念だ」とコメント

しています。今後の他高裁判決及び上告後の最高裁による司法判断に注目したいと思います。

参議院選挙について

2010年7月11日に参議院選挙が行われ、先の衆議院選挙では歴史的勝利を手にした民主党が惨敗するという結果になりました。これは前鳩山政権下における政治とカネの問題や普天間米軍基地問題、高速道路無料化や大型公共事業の廃止などといった衆議院選挙で掲げられていたマニフェストが実行されていないという国民からのメッセージであると思います。また参議院選挙直前には首相と幹事長の辞任劇があり、新たに就任された菅首相は「消費税10%」という前回選挙時の4年間は消費税を上げないという公約を全く無視した発言を行ないました。最近では「選挙の時だけ」という政党及び政治家の方が多くなっているように思われます。選挙中の支持率に一喜一憂するのではなく、日頃から政策について真剣に論議し、それを実行する姿勢を見せて欲しいものです。



熱中症にごようじん

梅雨明け以降これでもかというくらい容赦なく夏の日差しが降り注いでいます。全国的に日中の気温が35度以上となる「猛暑日」が記録されており、各地で熱中症被害が広がっています。特に小さな子供や高齢者などには周囲の方も気をつけてみんなで暑い夏を乗り切りましょう。

